

第1部 協働と交流によるまちづくり
～コミュニティ・市民参加・交流・人権分野～



地域がつながり支えあうまちづくりに向け、地域活動の基本である自治会活動の維持・促進を継続的に進めます。新たな若い世代などの自治会加入や、各種活動の充実と支援を図るとともに、各団体が連携した新たな組織のあり方についても検討していきます。

また、自助・共助・公助による「補完性の原理^{※1}」を啓発し、市民と行政の役割分担の下「協働のまちづくり」を推進するため、地域が主体的に実施する活動への支援や協力、地域活動組織や支援団体などの育成と支援、各活動のネットワークの充実に努めます。

○地域コミュニティの希薄化

本市では、各地域に長い歴史と伝統を持つコミュニティが形成されており、48の自治会が組織化されています。自治会の運営（施設・設備の改善等）には、市から各種の補助を実施しています。

自治会加入世帯数に大きな変化はないものの、人口と世帯数の増加が続いている本市では、平成18（2006）年度に39.6%であった自治会加入世帯率が、平成22（2010）年度には35.3%まで低下しています。

今後の地域の担い手の中心となる若い世代や新たに流入してくる世帯への自治会加入促進を図ることなどにより、自治会活動の活性化を図っていくことが課題となっています。

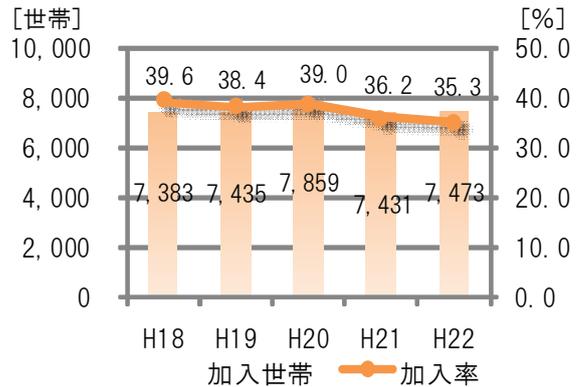
○地域活動意識の高まり

平成20（2008）年度から、地域団体が自主的に実施する事業に対し補助金を交付する「市民活動団体支援事業」として、市から助成を実施しています。

また、県の認証を受け市内に事務所を置くNPO法人（特定非営利団体）は9団体あり、認証を受けていない各種の団体（ボランティアなど）も数多くあります。

市民の自主的な地域活動の活発化がみられるなか、この市民力を活かし市民と行政の役割分担（協働のまちづくり）を図る上でも、このような地域活動の活性化や団体・組織の育成に対して、支援が求められます。

自治会加入世帯数の推移



※各年9月末現在

資料：市民課

市民活動団体支援事業の選定事例

年度	団体名	事業名
20	沖縄ジョン万次郎会	第4回沖縄ジョン万次郎会講演会&中学生「中濱万次郎」読書感想文コンクール
	ゆりかごの会	絵本と童謡
21	豊見城団地通り会	市道27号線におけるエイサーオーラセイイベント
	饒波川に桜並木をつくる会	饒波川に桜並木をつくる会
	豊見城市母子保健推進協議会	豊見城市母子保健推進員事業
	不登校を考える親の会	不登校を考える親の会
22	商工会青年部所属・まちづくり有志の会	豊見城の文化継承キラリ本
	豊見城龍船協会	第8回ハーリー由来まつり
	ふんどー	豊見城市の民話・昔話（おじー、おばーの話集）
	豊見城団地通り会	市道27号線におけるエイサーオーラセイイベント

資料：企画調整課

【用語解説】

※1 補完性の原理：個人で解決できることは個人が解決し、個人で解決できないことは地域が、地域で解決できないことは行政が解決のための支援を行う考え

(1) 自治会活動の活性化

自治会とその活動の充実のため、継続して支援に努めていきます。

また、自治会活動の維持・促進のため、加入を呼びかける広報活動や、特に若い世代や新たに流入した世帯の参加を促進するための手法・工夫について検討します。

また、「地域コミュニティ協議会」など、小学校区ごとに自治会やPTA、豊見城市社会福祉協議会、民生委員・児童委員など多様な地域の主体が一体となって、様々な地域課題を解決するための新しい形態の組織や仕組みづくりの検討を行います。

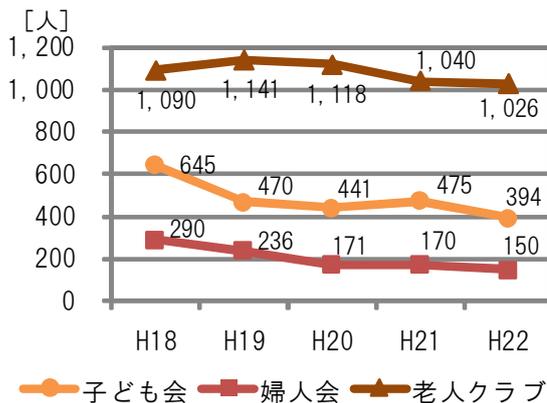
(2) 地域活動への支援

公民館をはじめとする施設の充実など地域活動の場の提供に努めるとともに、地域単位でのコミュニティの立て直しを図るため老人会、婦人会、青年会、子ども会、通り会などの各種地域活動組織における活動の維持・促進に努めます。また、自治会や地域で活動するNPO法人（特定非営利団体）などの団体やボランティアによる地域に貢献する活動に対して「市民団体活動支援事業」などを通して積極的に支援していきます。地域づくりや活性化に関する情報や助成事業等の情報提供も行います。

特に、人材・組織の育成や地域活動を積極的に行っている地域については、重点的な支援を図るとともに、地域の活動を牽引する「地域リーダー」や「キーパーソン（中心となる人）」の発掘・育成に努めます。

また、自治会を含めた各地域活動組織間のネットワーク構築を図ります。

子ども会・婦人会・老人クラブの加入人数の推移



エイサーオーラセー



施策の体系

コミュニティの
振興

自治会活動の
活性化

自治会組織づくりと活動支援

自治会加入の促進

総合的な地域組織づくりの検討

地域活動への
支援

地域活動の場の提供

地域活動組織の育成と活動支援

「地域リーダー」の発掘・育成

地域活動組織のネットワークの構築

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
自治会加入率	35.3% (H22年)	40%	50%
市民活動団体支援数	4団体	6団体	10団体

行政と市民が取り組む「協働のまちづくり」が進む社会潮流を踏まえて、本市でも積極的な取組を進めます。その前提となる市民への十分な情報公開に努め、行政と市民相互の情報の共有化を図ります。各種の委員会等への市民委員の参加の促進や意見聴取・意見交換の機会の拡大などにより、行政計画づくりなどへの市民参加を促し、「協働のまちづくり」を積極的に進めていきます。また、日頃からの市民意向の把握に努めます。

○協働のまちづくりの前提となる情報公開

市では、個人情報の適正な取扱いに留意しつつ、市政の透明性を高めるため、行政一般の様々な情報の迅速な公開・開示に努めています。

毎月、広報紙「広報とみぐすく」を発行し、市内の全世帯に配布しているほか、市役所をはじめ中央公民館などの出先機関に備え付け、情報提供を行っています。近年は、インターネットの利用者が飛躍的に増えており、本市でもホームページ上で、広報紙を閲覧可能としており、行政計画を策定する際や、事業・イベントなどを実施する際には、関連情報を広報しています。

こうした中、行政と市民の「協働のまちづくり」を進めていく上での前提として、市民への情報の公開と共有化をさらに充実していくことが求められます。

○市民参加のまちづくりへ

これまでは「行政は役所が主体となって進め、必要に応じて市民の意見を聞く」というのが一般的でしたが、今日では、市政への市民参加は全国的に当然のことになってきています。

本市においても、本計画をはじめとして各種行政計画を策定する際は、市民の代表が委員に含まれる審議会、懇話会などを設置し、市民や事業者の計画づくりへの参加を促進しているところで

す。また、市民からの意見聴取や意見交換の機会拡大にも努めています。市役所ロビーに設置している「意見箱」や市ホームページの「交流広場」でも、市民からの意見聴取を常に実施しています。

「協働のまちづくり」に向けては、このような市民参加の機会の拡充を図ることで市民の市政に対する関心を促し、市民と行政が双方で協力し納得できる計画づくりや市政運営に努めていく必要があります。

市内視察風景



市民会議風景



(1) 情報公開と共有化の推進

市や関連機関が保有する情報を広く提供・周知することに努めます。新しい情報は、できるだけ迅速・正確に公開していきます。情報提供の手段として、広報紙や各種パンフレット、市のホームページなどを活用し充実を図ります。

市政に関する情報公開請求については、引き続き的確に対応していきます。また、市や関連機関が個人情報の収集などをする場合、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置をとるとともに、個人情報の開示が適正に行われるようにします。

広報とみぐすく



(2) 市民参加の機会拡大

「審議会」をはじめ、各種の委員会への市民委員の参加を促進します。議会や各種の審議会・委員会などにおける透明性・公平性を高めるため、傍聴の機会の拡大とともに、市ホームページなどを活用した審議結果などの広報も継続・充実します。また、市の横断的な施策展開や連携強化を図るため、各組織間の連絡調整の充実に努めます。

各種計画を策定する際には、早期に広報を行うとともに、説明会や懇談会などの開催による意見の聴取や、市民と行政の協働による「まちづくり協議会」などの設置にも努めます。

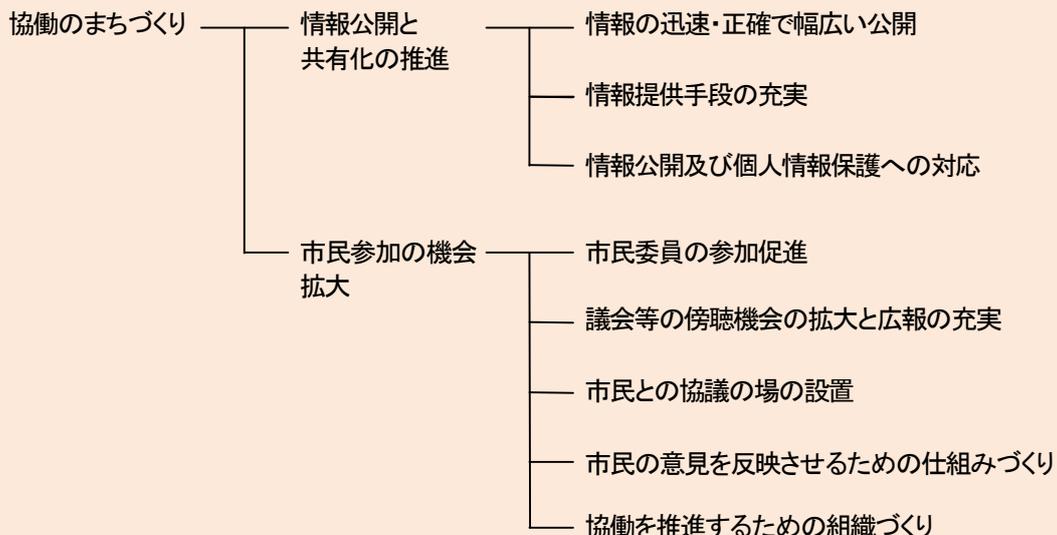
日頃から市民が市政に参画できる仕組みづくりの検討を行うほか、地域の多様な活動主体からの意見や意向の把握に努めます。

市のホームページにおける電子意見箱や、市役所ロビーの意見箱などを周知・活用することで、広く市政に係る提言を受け付けます。

さらに、市民が市政に関する意見や提言がしやすい環境づくりやそれらがどう市政に反映されているのか分かる仕組みづくりに努めます。

今後は、こうした市民の参加による協働のまちづくりに向けて、市民と行政の協働を推進していくための庁内組織を設置するとともに、協働推進の体制づくりを行います。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
市民アンケートの回収率	19% (H21年度)	25%	30%
広報紙の配布率	96.1% (H21年度)	97%	98%

第1節 市民相互の交流促進

施策の方針

市民生活の充実や地域コミュニティの強化のためには市民相互の交流促進が求められます。そのため、交流に関わる情報を広く収集し、市民に対して迅速に広報します。

「とみぐすく祭り」や「生涯学習フェスティバル」などの市民が楽しく交流できるイベントを開催するとともに、自治会などの地域組織における交流活動の支援や、交流の場としての各種の公共施設の活用を促進します。

市民団体や事業者等による多彩な交流活動の開催と充実・拡大を支援することを通して、市民相互の交流を促進していきます。

○市民交流に関する情報発信機能の強化

市民相互の交流には、文化・音楽・スポーツ・娯楽・地域活動・福祉など、いろいろな形態のものがありますが、市民生活を楽しく充実したものとすのほか、地域コミュニティの結びつきを強化するきっかけともなります。

交流を促進するためには、交流に必要な基礎的情報を、行政からも提供していくことが望ましいといえます。

現在も、市のホームページや広報紙などによって、市民交流につながるような関連情報の提供に努めていますが、多様化する市民ニーズにこえていけるよう、情報発信方法や発信する内容の充実を図るなど、さらに情報発信の機能を高めていく必要があります。

とみぐすく祭り



現状と課題

○市民の交流に対するニーズの多様化

本市においては、「とみぐすく祭り」「生涯学習フェスティバル」を始めとした祭りや伝統行事、各種の大会などのイベントが、市民相互の交流を促進する機会になっています。

また、中央公民館や各地域の公民館、スポーツ施設、学校など、様々な施設が市民の交流の場として活用されています。

交流に係る地域組織としては、豊見城市青年会や各NPO法人（特定非営利団体）を始め、多様なものがあり、地域振興・発展を目的に、市内でのイベントや行事の開催を支援しています。

このように様々な交流機会の提供や支援を実施してきていますが、さらなる市民交流の機会拡大を望む市民の声も強く、人口の流入により新しい住宅地が形成されてきている本市においては、今後、特に市民相互の交流の機会を充実していく必要があります。

生涯学習フェスティバル



(1) 市民交流に関わる情報提供

市民相互の交流に関わる情報を広く収集し、広報紙や市ホームページなどで、迅速にしかも幅広く広報します。また、市役所や公民館・図書館などの公共施設の掲示板などを活用して市民交流の情報を共有できる仕組みや、市ホームページなどで告知できるような仕組みづくりについて検討します。

(2) 市民交流機会の拡大

市民交流と親睦を目的に開催されている「とみぐすく祭り」や生涯学習成果の発表や展示を通して市民の交流を育む「生涯学習フェスティバル」などを引き続き開催します。また、その他地域の伝統的な祭りや行事に加えて、市民発意による音楽・スポーツ・レクリエーションなど多彩なイベントの開催についても支援に努めます。

さらに自治会をはじめとした地域団体などの交流活動を支援するとともに、スポーツ施設、学校や保育所・幼稚園などを地域交流の場として活用できる仕組みづくりを行います。

市民発意の交流を促進するため、市民団体や事業者などが主催するイベントについても、その公共・公益性を考慮しつつ関係機関との適切な役割分担の下、支援に努めます。また、交流の促進を目的とした市民団体などの組織の活動支援にも努めます。特に、人口の流入と増加が見込まれるところでは、自治会などの地域組織の立ち上げとその活動の支援とともに、交流イベントの開催などを支援します。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
「交流活動の推進」の満足度	12.2%	15.0%	20.0%

※満足度は平成21年（2009年）実施の市民アンケートの施策評価で「満足」「やや満足」の回答の割合。

本市の3つの姉妹都市との交流を軸に県外交流を推進するとともに、新たな交流のあり方の検討や市民への県外交流に係る情報の周知などの取組を通して県外交流を促進します。

国際感覚に優れた人材育成を図るため、学校教育や生涯学習機会の充実や国際交流関連情報の提供、既存事業の拡大や新事業の導入の可能性の検討に努め、市民の国際交流機会の充実と活動支援に努めていきます。

また、県外や外国からの来訪者の受け入れ体制を充実するため、様々な分野の施策や組織と連携した取組に努め、観光振興や地域の活性化を促進していきます。

〇県外との交流による地域の活性化

本市を活性化していくためには、市民相互の交流にとどまらず、県外との交流も重要です。本市では、3つの自治体（宮崎県美郷町・高知県土佐清水市・宮崎県高千穂町）と姉妹都市提携を結び、交流事業を実施しています。広島県大竹市とは、互いの文化と歴史、平和の重要性を学ぶ交流事業を行っています。

また、県外との交流については、「観光」が大きな機会となりますが、本市には様々な観光資源が存在し、特産品を販売する「道の駅豊崎」や「空の駅瀬長島物産センター」なども県外との交流機会を拡大するに当たり本市の強みとなりえます。さらに、那覇空港や那覇市中心部と隣接し、県内各地との交通利便性が向上してきており、交流に有利な条件が整いつつあります。

本市においては、これまでの交流事業を充実していくとともに、本市の強みといえる地理的条件や様々な既存資源を活かして、県外との交流機会を拡大し、交流により地域を活性化していくことが求められています。

〇国際感覚に優れた人材育成

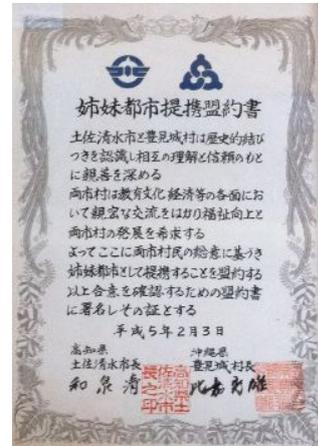
本市では、学校教育においては英語教育に力を入れているほか、中央公民館で外国語講座を実施するなど、国際交流の基礎となる語学能力の向上の取組を行っています。

社会経済がグローバル化し国際的な人材育成が求められる中、相互理解を深め、国際交流を活発化させていくことは、本市でも重要な課題といえます。そのため、各種交流事業や教育機関等と連携した国際交流を充実することが必要です。

宮崎県美郷町との盟約更新調印式



高知県土佐清水市姉妹都市提携盟約書



宮崎県高千穂町との交流



(1) 県外交流の推進

3つの姉妹都市との交流や広島県大竹市との平和交流を引き続き実施します。また、これらの交流が子どもたちだけの交流にとどまらずスポーツ交流、経済交流など幅広い交流につながるようその充実に努めます。

また、姉妹都市交流を軸に「農村体験」「文化体験」など新たな交流のあり方を関係機関と検討します。また、かつて学童疎開を縁として市民活動から姉妹都市提携に発展した高千穂町や美郷町のよう
に、市民から始まる県外交流を促進していくため、交流に関する事例などの関連情報を収集するとともに、市民や市民団体などへ広く紹介します。

(2) 国際交流の推進

学校教育や公民館などにおける生涯学習の機会において、外国語や外国文化の講座（授業）の設置などにより、相互理解を深め国際感覚を養う教育や人材育成を推進します。

市民の国際交流機会を充実していくため、国際交流に関する事例などの関連情報を収集し、既存事業の拡大や新事業の導入の可能性を検討していきます。また、情報提供や事業の紹介などを通じて、国際交流活動に関わる市民団体への支援に努めます。

また、中国など外国からの来訪者の受け入れ体制づくりのため、観光関連施設や PR の充実に努めるとともに、人材育成や市民の意識醸成、外国語の標識や案内板の充実など様々な分野との連携による取組を進め国際交流に資する体制づくりを図ります。

姉妹都市の概要

姉妹都市名	提携年月日	提携の経緯
宮崎県美郷町	昭和63年7月29日	太平洋戦争時に学童疎開という歴史的結びつきから提携された。
高知県土佐清水市	平成5年2月3日	ジョン万次郎が半年間停留した字翁長の高安家と、ジョン万次郎の子孫中浜家が交流を続けていたことをきっかけに提携した。
宮崎県高千穂町	平成7年8月1日	太平洋戦争時に学童疎開という歴史的結びつきから提携された。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
「交流活動の推進」の満足度	12.2%	15.0%	20.0%

※満足度は平成21年（2009年）実施の市民アンケートの施策評価で「満足」「やや満足」の回答の割合。

第1節 人権意識の普及

施策の方針

各種の媒体を用いて人権意識の普及・啓発を進めます。関係機関との連携の下に、「ノーマライゼーション^{※1}」を含む人権擁護の考え方を基本としつつ各種の行政施策を推進します。

「人権擁護委員」や「那覇地方法務局」による人権相談の開催や、法務省による人権相談を広報・紹介に努めるほか、市での相談窓口や電話相談の充実も検討します。

「児童相談所」や警察、子育て支援策などと連携した虐待行為の発見と予防、職場における差別防止に向けた意識啓発などを行います。

○人権擁護や差別防止の意識づくり

全ての市民が、いかなる場合にあってでも人種・信条・性別・社会的身分などによって差別されることはありません。近年、人権をめぐる意識は徐々に高まっていますが、人権の擁護は、依然として基本的で重要な行政課題といえます。

また、差別には、障害者差別、外国人差別、女性差別、いじめや仲間はずれ、児童虐待・高齢者虐待、DV^{※2}、セクハラ^{※3}、パワハラ^{※4}、職場などでの差別待遇など様々なものがあります。本市にあって、これらの差別防止に向けた意識の普及・啓発に努めていますが、今後も取組を継続・強化していく必要があります。

人権啓発活動



現状と課題

○人権擁護や差別防止の取組強化

本市では、あらゆる人権侵害の問題を正しく理解・認識してもらうため、行政内部にとどまらず市民や事業者に向けた意識啓発のための活動を行っています。春と秋の合同相談所などの機会を活用して、人権擁護委員や那覇地方法務局による「人権相談を実施するなどしています。

人権擁護や差別防止は、多面的な視点で取り組むこと、幅広い人たちを対象に、粘り強く進めていくことが必要であることから、こうした事業を含めて、人権擁護につながる具体的な取組を、一層拡大、充実させていくことが求められます。

【用語解説】

※1 ノーマライゼーション：誰もが特別視されず当たり前存在として広く受け入れられる社会づくり

※2 DV：ドメスティックバイオレンス 配偶者や内縁関係、両親、子、兄弟、親戚などの家族から受ける家庭内暴力

※3 セクハラ：セクシャルハラスメント 性的な嫌がらせ

※4 パワハラ：パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせ

(1) 人権擁護の啓発・教育

全ての市民の人権を守るため、公共施設における掲示や、広報紙・市ホームページなどの各種の媒体を活用した啓発記事を提供し、人権意識の普及・啓発を進めます。また、市役所をはじめ福祉関連施設、教育関連施設などの公共・公益施設において、人権擁護を考え方の基本としつつ各種の行政施策に取り組んでいきます。

このような、人権擁護に関わる啓発・教育活動については、那覇地方法務局や市の教育関係機関などと連携して推進します。また、福祉関連機関とも連携して、「ノーマライゼーション」の考え方の普及を促進します。

(2) 人権擁護活動の充実

人権侵害の現状と実態の把握に努めます。人権擁護活動の充実に向けては、合同相談などの機会を活用して人権擁護委員や那覇地方法務局による人権相談を開催するとともに、法務省による人権相談の周知にも努めます。また、市の相談窓口や電話相談の充実を図ります。

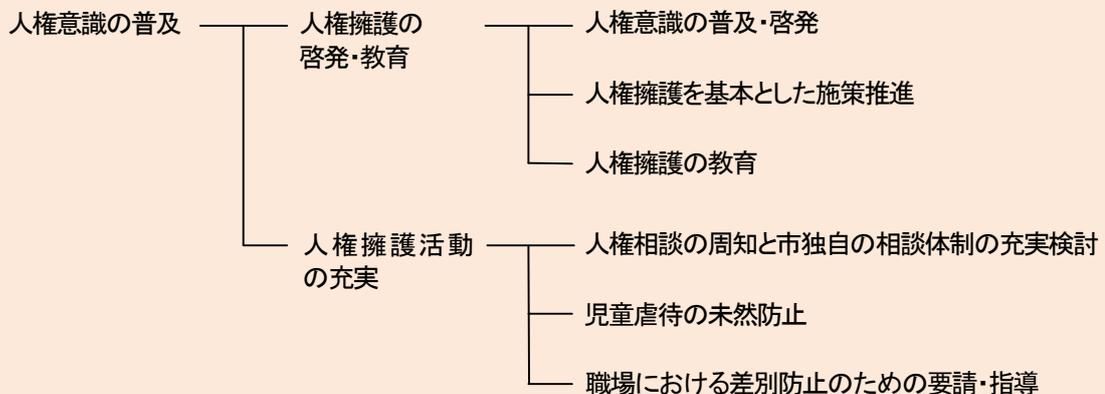
差別防止を図るため、様々な関連施策や機関と連携した多面的な取組を推進します。また、「児童相談所」や警察などの関係機関や地域の民生委員・児童委員などと連携し、各種子育て環境づくりや子育て支援策などを充実することで、虐待行為の早期発見・予防に努めます。

職場における差別問題の解決を図るため、関係機関と連携して、意識啓発に努めていきます。

法務省人権擁護局人権相談の紹介

- 那覇地方法務局常設人権相談所 098-854-1215
- 子どもの人権110番 0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810 (全国共通)
- インターネット人権相談受付 (24時間受付)
- パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- 携 帯 <http://www.jinken.go.jp/Soudan/mobile/001.html>

施策の体系



男女共同参画社会の実現に向けて、市役所や関係機関における率先した意識啓発を図るとともに、市民に対しても「ワーク・ライフ・バランス^{※1}」の推進や関連情報の提供などに努めていきます。学校教育や生涯学習の機会においても、啓発・教育活動を推進します。

豊見城市女性団体連絡協議会を始めとする関連団体による事業を支援し、男女共同参画社会の形成に努めていきます。

○男女共同参画社会の意識づくり

男女が真に平等に社会で活躍できる場と与えられる男女共同参画社会の構築の必要性を指摘する声が高まり、全国的に各種の取組が行われています。

本市を含む沖縄県は、女性就業者の比率が比較的高いといわれますが、さらなる啓発活動などにより、市民全体の意識を高めていくことが必要です。

○男女共同参画社会構築に向けたニーズの高まり

本市では、豊見城市男女共同参画講座、男女共同参画パネル展を開催するなど、男女共同参画社会の構築に関わる普及・啓発に努めています。関連する市民団体として豊見城市女性団体連絡協議会があり、女性の翼報告会と新春講演会が毎年開催されています。

このように本市では、男女共同参画社会の構築に向けた具体的な市民活動が実施され、様々な取組や支援の充実を求める声が高まりをみせています。

男女共同参画講座



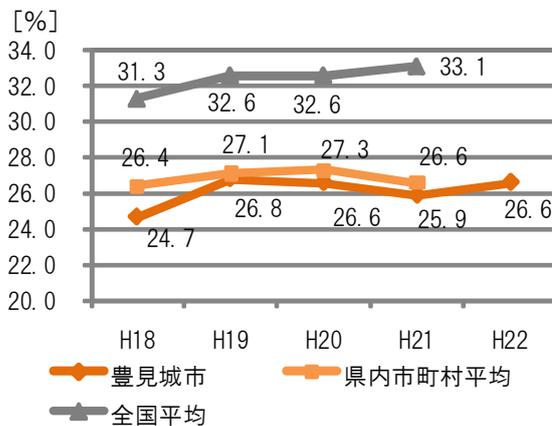
男女共同参画パネル展



新春講演会・女性の翼報告会



審議会男女登用比率



資料：市民課

【用語解説】

※1ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の適正な両立

(1) 男女共同参画社会に関わる啓発

男女共同参画社会の実現に向けて、率先して市役所や関係機関での意識向上に取り組みます。市民に対しても、育児休暇の取得と職場復帰の推進や、働き過ぎによる家事労働や育児の負担を軽減するための「ワーク・ライフ・バランス」の推進などの重要性を普及・啓発していきます。

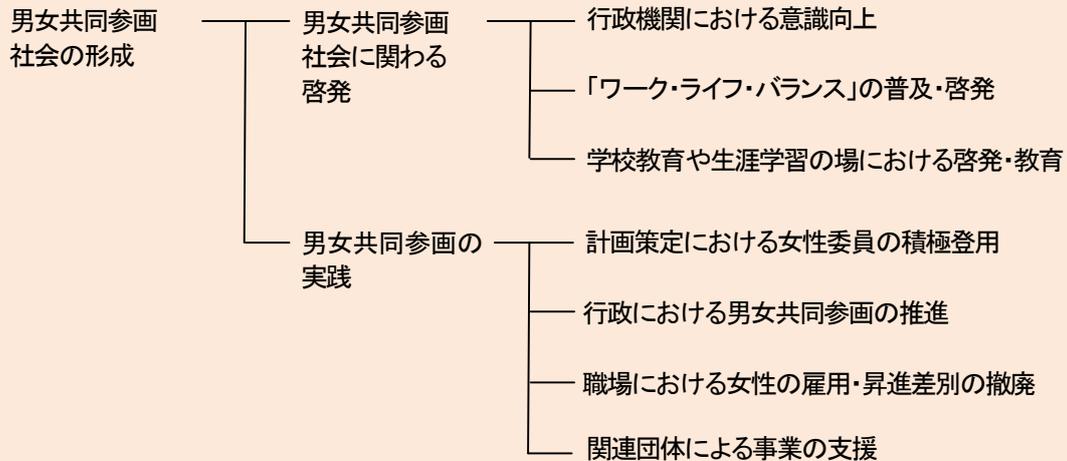
市の広報紙やホームページ、ポスター・チラシなどを通して男女共同参画の取組紹介など関連する情報の提供に努めるとともに、学校教育や社会教育の機会を活用して、啓発・教育活動を推進していきます。

(2) 男女共同参画の実践

各種の行政計画の策定における審議会などへの女性委員の積極登用を推進するとともに、行政内部においても男女共同参画を率先して取り組みます。

市民や事業者に対しては、労働基準監督署などの関係機関と連携して、女性の雇用・昇進に当たっての差別撤廃を促進していきます。また、男女共同参画社会の形成への取組を推進していく豊見城市女性団体連絡協議会をはじめとする関連団体による関連事業を支援していきます。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
市の審議会における女性委員の比率	26.6% (H22年4月1日現在)	30.0%	35.0%
ジェンダーの内容理解率	32.1% (H21年度)	40.0%	50.0%

※ジェンダーの内容理解率の実績値は第2次男女共同参画プラン策定にかかるアンケート結果

「非核平和都市宣言」「核兵器廃絶・平和宣言」を採択し、「非核宣言自治体協議会」に加盟している本市は、平和のまちづくりに向け、平和学習や国際交流・平和交流などを通して相互理解の促進、戦跡の保全と平和学習資源としての活用などを図り、将来にわたって「平和行政」を推進していきます。

○平和行政の展開

沖縄県そして本市は、先の大戦で地上戦を体験しており、戦争の悲惨さを後世に正しく伝えていく必要があります。市議会では、平成元（1989）年に「非核平和都市宣言」及び「核兵器廃絶・平和宣言」を採択しており、市は「非核宣言自治体協議会」に加盟しています。

これらの基本理念をもとに、平和学習や国際的な文化交流や人材交流による相互理解の促進や啓発活動を通して「平和行政」を継続して推進する必要があります。

原爆展



○平和学習資源の状況

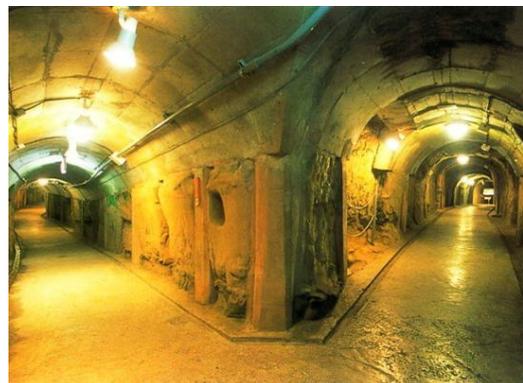
本市には、戦跡などの平和学習資源が多く存しています。

字豊見城火番原丘陵部には、沖縄戦の際に構築された「旧海軍司令部壕」があり、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える平和学習の場として公開され、多くの方が訪れています。また、昭和33（1958）年には、慰霊塔が建てられ、約4,000柱の御霊が合祀されています。現在、「旧海軍司令部壕」は、多くの人々に公開されています。

また、丘陵北東端部には、約600人の負傷兵が収容されていたといわれている「第24師団第2野戦病院壕」がありますが、現在は落盤等のおそれがあり公開されていません。

これらの戦跡については、継続して保存し、観光だけではなく平和学習資源として活用していくことも重要な課題です。

旧海軍司令部壕



(1) 平和行政の展開

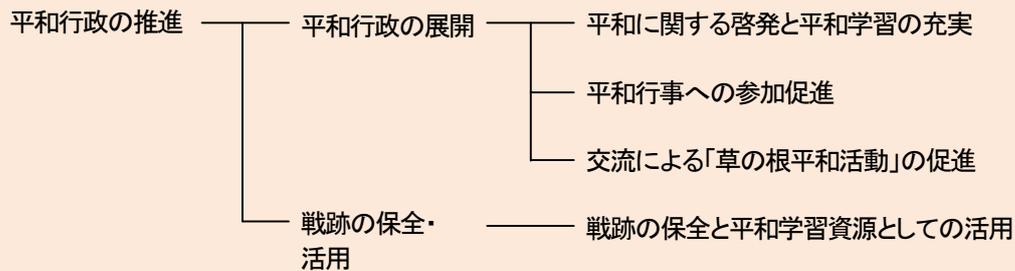
「慰霊の日」や広島平和記念日などの節目において、沖縄戦や原爆の展示を行い平和の尊さ、重要性を広報・啓発するとともに、教育機関と連携して、平和学習の充実を図ります。

また、市民や地域団体などに対しては、県外や外国人などとの文化交流や人材交流などの機会を通じた、「草の根平和活動」を推進します。

(2) 戦跡の保全・活用

「旧海軍司令部壕」や「第24師団第2野戦病院壕」といった戦跡についても、多くの住民を巻き込んだ地上戦が展開された沖縄県そして本市として、非戦の誓いを新たにできる上できわめて重要です。全ての市民が知り、来訪者に事実を伝えるべく、関係団体との連携の下、保全と周知に努めていきます。また、本市から平和なまちづくりを発信していくため、市民や来訪者に対する平和学習資源として活用を充実していきます。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
三二原爆展	実施	実施	実施